

第4次七尾市地球温暖化対策実行計画 【概要版】

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、温対法という。）第21条の規定では、地方公共団体の事務及び事業に関し、「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作業の保全及び強化のための措置に関する計画」を策定するものとしています。

地方公共団体の一つである七尾市は、市内でも特に大規模な温室効果ガス排出事業者であると同時に、行政の主体として様々な事務・事業を行う機関でもあるため、市自らが率先して温室効果ガスの排出抑制に取り組むことは、地域の温室効果ガス排出量を実質的に削減するだけでなく、市民や事業者の自主的かつ積極的な取組を促進するためのきっかけにもなります。

本計画は、以上の背景を踏まえ、本市の行政事務及び事業全般において取り組むべき温室効果ガス排出抑制施策をとりまとめたものです。

計画の基本的事項

計画の対象範囲

七尾市の事務事業（市が所有する全ての施設、公用車、指定管理者制度の対象施設）

計画の期間

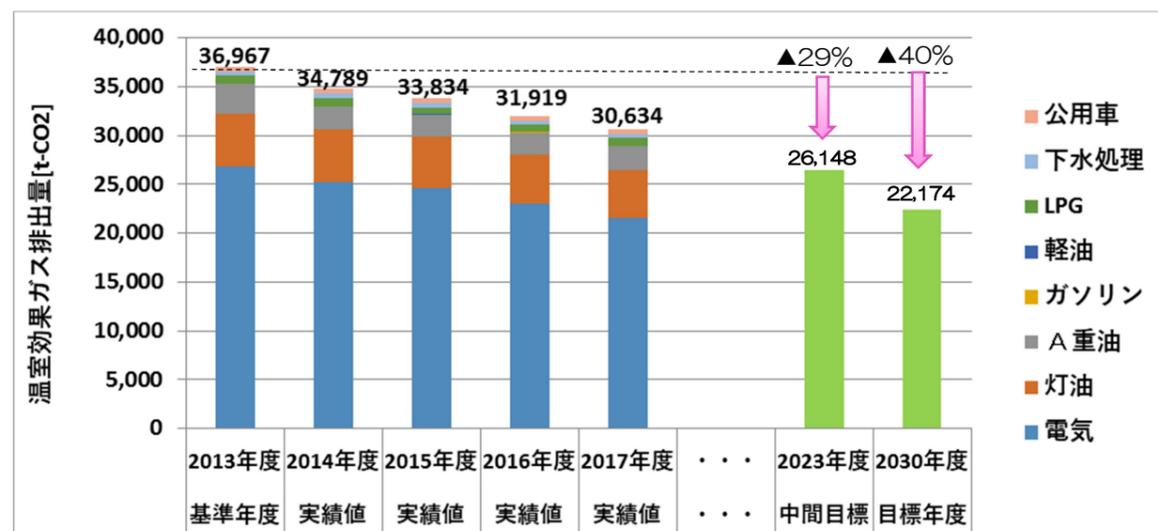
2019年度～2030年度
※基準年度 2013年度

対象とする温室効果ガス

二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)

七尾市の事務事業における温室効果ガス排出量実績の推移

七尾市の事務事業における温室効果ガス排出量は、基準年度である2013年度の36,967 t-CO₂と比較すると、2017年度は17%減少しています。



温室効果ガス削減目標

温室効果ガス排出量を2030年度までに、2013年度比で **40%**削減します。

主な取組内容

省エネ設備改修などに関する取組

- LED照明の導入、空調の高効率化等を促進します。
- L2-TECK基準等を考慮し、より省エネ性能の高い設備導入を目指します。

施設管理での取組

- 「運用マニュアル」等を参考に、これに基づく設備等の運転管理、保守点検、計測・記録等を行い、設備機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫などの取組を推進していきます。

職員共通の取組（省エネ行動）

- 不要な照明の消灯を徹底します。
- 廊下等の照明は支障のない範囲で間引き消灯を行います。
- 照明機器の点検、清掃に努めます。
- クールビズ、ウォームビズを励行します。
- 冷暖房時の温度管理を徹底します。
- 空調のフィルター清掃に努めます。
- パソコン、コピー機等のOA機器は、長時間不在時には主電源をオフにします。
- 公用車利用時にも、相乗りするなど効率化を図ります。
- 廃棄物の発生量削減に努めます。
- 紙の使用量削減に努めます。

計画の推進

本計画で定めた取組を着実に実施し、実効性の高い計画としていくために、本計画の進行管理は、PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（点検）、ACT（見直し）のPDCAサイクルに基づき、実施していきます。

